

平成 26 年度緊急雇用創出事業基金事業 地域人づくり事業（雇用拡大プロセス） 「IT 産業人材育成事業」業務委託仕様書

1 総則

この仕様書は、「平成 26 年度緊急雇用創出事業基金事業 地域人づくり事業（雇用プロセス）「IT 産業人材育成事業」」を実施する上で必要な事項を定める。

2 目的

現状、IT 産業では、受注量は十分にあるものの、それに対応するための技術力を有する人材が不足している状況にある。そうした企業においては、現在の業務に対応するため、スキルを有し即戦力となる人材を求めていること、また、資金面の課題から、スキルを有しない者を雇用し Off-JT により育て上げる余裕がなく、人材の不足はあるものの、それが雇用に直結していない。

また、近年のスマートデバイスの普及と技術向上に伴い重要視されている、アプリ開発に関する能力を身に付けるには長期にわたる高度な研修が必要であるため、求職者が独力でスキルを身に付け、就職に結びつける機会が得難いことも、問題の解決を遠ざけている。

そこで、本事業では IT 産業人材を養成するため、OFF-JT として社会人マナーや職業意識の醸成に加え、アプリの企画、開発、製作実習を幅広く習得する研修プログラムを実施する。併せて、OJT として IT 関連企業において職場実習を行うことで、より実践的なスキルを身につけさせながら就職に繋げる。

3 実施方法

知事が適当と認めた者に委託して実施する。

受託事業者は、失業者を雇用して、社会人マナーや職業意識の醸成に加え、アプリの企画、開発、製作実習を幅広く習得する研修プログラム（OFF-JT）を実施するほか、失業者が職場実習を行う企業等（以下、「職場実習先企業」という。）を確保して、双方のマッチングを行い、失業者を派遣して職場実習（OJT）を行わせる。

4 実施期間

平成 26 年 6 月下旬（予定）から平成 27 年 3 月 31 日（火）まで
（失業者の雇用は、平成 26 年 8 月 1 日（金）から平成 27 年 2 月 28 日（土）まで）

5 雇用対象者

未就職卒業者を含む失業者（以下、「失業者等」という。）10 名

6 事業内容等

（1）事業の実施

ア 受託事業者において失業者等を雇用すること。

イ 受託事業者は、雇用開始後 3～4 か月の間、ビジネスマナーや接遇等に加え、IT 分野における基礎的研修及び専門的研修（OFF-JT）を自身若しくはその他の教育訓練機関において行うこと。

ウ 受託事業者は、職場実習先企業を確保して労働者派遣契約を締結し、失業者等とのマッチングを行った上で、失業者等を派遣し、職場実習（OJT）を 3～4 か月の間実施すること。

なお、職場実習の内容は、単純な作業の繰り返しは避け、失業者等のキャリア形成に資す

る内容となるよう配慮するとともに、その実施に際しては、労働者派遣契約とは別に「研修に関する覚書」を締結すること。

また、受託事業者は、職場実習先企業の確保にあたっては、失業者等を職場実習期間中又は終了後に正規社員として雇用することに意欲的な企業等を選定すること。

エ 受託事業者は、前記イ及びウの実施にあたっては、あらかじめその内容を策定した実施計画書を作成し、その実施計画書に基づき実施すること。

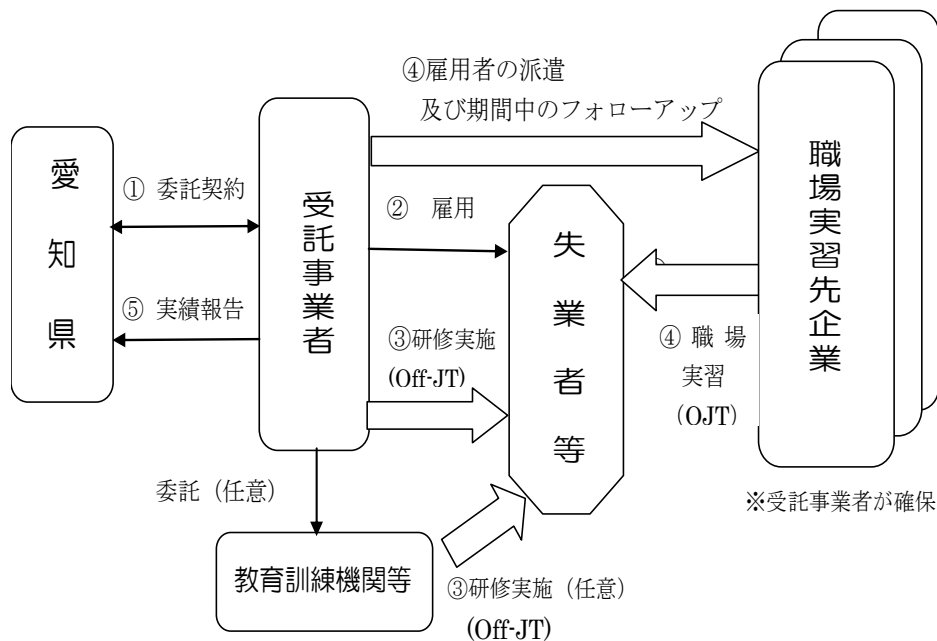
オ 受託事業者は、失業者等の職場実習期間中、フォローアップ（実施内容の把握、相談、職場実習先企業との調整等）を実施すること。

カ 受託事業者は、失業者等が職場実習終了後に正規雇用として就職できるよう個別就職相談、支援を行うこと。

※ OFF-JT：受託事業者もしくは教育訓練機関等で座学・実習を受講したり、セミナーなどへ参加して受講する教育訓練

OJT：職場実習先企業での仕事を通じて、必要な技術、能力、知識、あるいは仕事に対する心構えや価値観などを習得させる教育訓練

（２）事業の実施フロー図



※ ③は、失業者等の職場実習先企業への派遣開始前に行う OFF-JT を指す

④は、失業者等の職場実習を指す

（３）雇用条件

ア 勤務日数は1月平均20日程度とすること。

イ 勤務時間は、1日当たり6時間以上8時間以内とし、1週当たり40時間以内とすること。

ウ 賃金は、月額 164,000円とすること。

エ 通勤手当を支給すること。

オ 社会保険及び労働保険に加入すること。

(4) 募集及び雇用者選定

募集にあたっては、募集チラシの作成・配布、求人誌・求人WEB媒体掲載等による公開募集とし、広く募集を行うこと。

応募者に対しては、事業説明会を開催して、事業内容の詳細を周知し、その上で面談等により雇用者を選定すること。

なお、選定に際して、失業者等であるか否かの確認を行うものとする。

また、失業者等の雇用は、過去において他の地域人づくり事業により雇用された期間と通算して1年以内とし、更新は不可（東日本大震災等による被災求職者を除く。）とする。

7 事業の要件

「新規雇用を行う失業者に係る人件費」は、総事業費の2分の1以上とすること。

8 事業の対象経費

(1) 新規雇用を行う失業者等に係る人件費（新規雇用者人件費）

- ・賃金
- ・通勤手当（受託事業者の社内規定等により支給）
- ・社会保険及び労働保険に係る事業主負担分
- ・上記に係る消費税（8パーセント相当額）

(2) 上記（1）以外（既雇用者）の人件費（既雇用者人件費）

同上

【既雇用者】

- ・失業者等の募集及び雇用者の選定を行う者
- ・人材育成に係る業務を行う者
- ・職場実習先企業の開拓・確保を行う者
- ・失業者等のカウンセリング、職場実習先企業とのマッチングを行う者
- ・職場実習開始後に失業者等、職場実習先企業双方にフォローアップを行う者
- ・正規雇用への支援を行う者

(3) 失業者等の基礎的研修・専門的研修（OFF-JT）に係る経費（研修費）

ア 受託事業者自ら行う OFF-JT の場合

内部講師及び研修担当者（OFF-JT 実施の進行管理を行う者）の賃金（OFF-JT 従事時間分に係る）、外部講師謝金及び旅費、教科書代や教材費、その他研修に必要な資材 等

イ 教育訓練機関等での OFF-JT の場合（本人負担相当分）

教育訓練機関の入学料（入学金、登録料、入学試験受験料）、授業料（講座受講料、実習費、補講費）、教科書代や教材費、検定試験受験料、教育訓練機関に通うための交通費、通信制講座の受講に必要な通信費、受講に係る宿泊費（泊り込みの研修）、教育訓練機関から貸与されるパソコン等の器材のレンタル費、各種セミナーへの出席に係る経費 等

(4) 物件費

(直接費)

- ・旅費（職場実習先企業確保、各フォローアップ等）

- ・ 失業者等募集費（募集チラシ印刷費、求人誌掲載費、求人WEB媒体掲載費、事業説明会会場費等）
- ・ その他の直接費

（間接費）

消耗品費、光熱水費等 事業実施に係る間接経費

【間接費の算出】

（１）新規雇用者人件費、（２）既雇用者人件費、（３）研修費、（４）物件費のうち直接費を合わせた額の10パーセント以内

（５）その他

機器等の購入は認めていないため、リース又はレンタルで対応すること。

なお、当該委託事業のために締結するリース契約においては、入札の実施や複数の者から見積書を徴取するなどにより適正に行うこと。また、リース契約終了後は貸し手にリース物件を返還するリース契約とすること。

9 秘密保持及び個人情報の保護

（１）秘密の保持

ア 県は、受託事業者から県に提出された企画提案書等は、委託業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。

イ 受託事業者は、委託業務に関し、県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。

ウ 受託事業者は、委託業務で知り得た県、新規雇用者及び職場実習先企業の業務上の秘密を他に漏らしてはならない。

（２）個人情報の保護

受託事業者は、委託業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、愛知県個人情報保護条例（平成16年愛知県条例第66号）を遵守しなければならない。

10 その他

（１）受託事業者は、委託業務の実施の進捗状況を適宜、県に報告し、調整を図ること。

（２）受託事業者は、前記6（１）エで策定する実施計画書を県に提出し、承認を受けること。

なお、変更が生ずれば、速やかに変更届を提出し、承認を受けること。

（３）委託事業者は、事業完了時の雇用実績報告書、人材育成・就業支援実績報告書などの提出義務があるほか、委託事業にかかる以下の書類を他の業務のものと区分して整備するとともに、委託者からの求めに応じて、関係書類の閲覧、写しの提出等の義務を負うこと。

- ・ 委託業務に係る経費内訳書及び会計帳簿類
- ・ 新規雇用失業者の雇用に関する関係書類
- ・ 委託業務に係る労働関係帳簿等
- ・ 人材育成・就業支援に関する関係書類

（４）委託事業者は、新規雇用者の人材育成の内容について、業務日報を作成する等書面によりその結果を確認できるよう整備すること。

（５）委託事業者は、新規雇用者に対し、雇用開始時にその人材育成・就業支援の内容について周知すること。また、事業終了後に新規雇用者から人材育成の内容についてのアンケート調査

を実施し、その効果の検証に努めるとともに、書類の保管すること。

- (6) 契約に違反した場合、目標を達成できない程度が甚だしい場合若しくは目標を悪意をもって達成できない場合には、当該委託契約の一部又は全部を解除し、委託事業者に対し委託料を払わない、若しくは支払った委託料の一部又は全部を返還させる場合があること。
- (7) 受託事業者は、委託業務の実施にあたって、不明確な点があるときは、県と協議すること。
- (8) 当該委託事業と同一の事由により支給要件の満たすこととなる各種助成金、委託事業、補助金のうち国、県、市町村が実施するものとの併給はできないこと。
- (9) この事業は、国の交付金を活用した事業のため、会計検査院の現地検査等の対象となること。
- (10) この事業に係る書類については、平成34年3月末まで保管すること。

1.1 問合せ先

〒460-8501（住所記載不要）

名古屋市中区三の丸3丁目1番2号（愛知県庁西庁舎7階）

愛知県産業労働部産業振興課次世代産業室 次世代産業第二グループ（石川・松岡）

電 話 052-954-6352（ダイヤルイン）

F A X 052-954-6943

E-mail: jisedai@pref.aichi.lg.jp